

## 札幌市保養センター駒岡の管理に関する改定協定書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市老人休養ホーム条例（昭和 48 年条例第 51 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 12 月 27 日付けで締結した札幌市保養センター駒岡の管理に関する協定書の改定協定書に関し、甲と乙は、協定第 27 条、第 38 条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第 1 条 原協定書第 18 条第 1 項中「金 450,611,000 円」を「金 477,459,000 円」に改める。

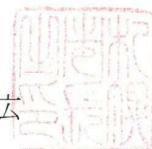
第 2 条 原協定書第 18 条第 2 項中表を次のとおり改める。

回数	請求時期	令和 2 年度	回数	請求時期	令和 3 年度	回数	請求時期	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）			支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）			支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）
1 回目	4 月	19,029,500 円	1 回目	4 月	18,723,750 円	1 回目	4 月	18,723,750 円	18,723,750 円	18,723,750 円
2 回目	7 月	19,029,500 円	2 回目	7 月	18,723,750 円	2 回目	7 月	18,723,750 円	18,723,750 円	18,723,750 円
3 回目	10 月	19,029,500 円	3 回目	10 月	18,723,750 円	3 回目	10 月	18,723,750 円	18,723,750 円	18,723,750 円
4 回目	1 月	19,029,500 円	4 回目	12 月	53,913,000 円	4 回目	1 月	18,723,750 円	18,723,750 円	18,723,750 円
5 回目	2 月	21,000,000 円	5 回目	1 月	18,723,750 円	-	-	-	-	-
			6 回目	3 月	26,848,000 円					
計		97,118,000 円	計		155,656,000 円	計		74,895,000 円	74,895,000 円	74,895,000 円

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 4 年 3 月 18 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区大通西 19 丁目 1-1  
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会  
代表者 会長 福迫 尚一

